


税情報
**給与支払報告書の提出を
忘れずに**

今月は、平成29年分の給与支払報告書を提出する月です。期限内に提出をお願いします。また、地方税法の規定により、所得税を源泉徴収している事業主は原則、個人住民税を従業員から天引き（特別徴収）しなければなりませんので、給与支払報告書の総括表の報告人員欄には、退職者などを除く人員を特別徴収者としてください。

提出対象者

●法人 ●個人事業主

提出期限 1月31日(水)

提出場所

町民課税務・収納グループ

詳細 町民課税務・収納グループ

☎25-2136

**償却資産申告書の提出を
忘れずに**

今月は、平成30年1月1日現在の償却資産申告書を提出する月です。

期限内に提出をお願いします。

提出対象者

●法人 ●個人事業主

提出期限 1月31日(水)

提出場所

町民課税務・収納グループ

詳細 町民課税務・収納グループ

☎25-2136

**平成29年中の家屋の届
出を忘れてませんか**

町内の家屋（車庫や倉庫などを含む）について次のことをされた方は、役場への届出が必要です。

町内の家屋を

●新築や増改築したとき

●取り壊したとき

●相続したとき

●売買したとき

●贈与したとき、されたとき

届出を行わなかった場合、来年度以降の固定資産税額に影響が出ますので、忘れずに届出てください。

また、風や雨、雪、火災などによって家屋が損壊してしまつた場合は、速やかにご連絡ください。

届出に必要なもの

印鑑（所有者を変更する場合は、旧所有者の印鑑も必要です）

届出先 町民課税務・収納グループ

☎25-2136



第10回特別弔慰金の請求について

戦没者のご遺族の皆さまへ

第10回特別弔慰金の請求期限が近づいています。平成30年4月2日までにご請求ください。

請求期限を過ぎると第10回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

支給対象者

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者などの妻や父母など）がいない場合に、次の順番による先順位の遺族一人に支給します。

- (1) 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者などの子
- (3) 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- (4) 上記(1)から(3)以外の戦没者などの三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

- ・戦没者などの死亡当時の遺族を対象としていますので、戦没者などの死亡後に生まれた方は対象になりません
- ・特別弔慰金の権利を取得した遺族が、特別弔慰金の請求をしないまま死亡（平成27年4月1日以降に死亡）したときは、その遺族の相続人が特別弔慰金を請求することができます。



支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間 平成30年4月2日まで

請求先 保健福祉課福祉介護グループ（保健センター内） ☎25-3847

くらしの情報広場

住宅のバリアフリー改修を行うと固定資産税が減額になる場合があります

高齢者（65歳以上）の方、障がいのある方などが居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度に限り当該住宅に係る固定資産税額の3分の1が減額される場合があります。

制度や手続きの詳細については役場税務・収納グループまでお問い合わせください。詳細 町民課税務・収納グループ ☎25-2136

福祉情報

移動献血車が巡回します

実施日 1月25日(木)
場所と時間

●役場前

午前9時～午前10時30分

●保健センター前

午前11時～午後12時10分

●コミュニティセンター前

午後1時30分～午後2時30分

●Aコープきよさと前

午後3時～午後4時30分

対象者

16歳以上70歳未満の健康な

方で、輸血を受けたことのない体重45kg（女性40kg）以上の方などなたでも献血できます。

ただし、65歳以上の方は60歳から64歳までの間に献血経験のある方に限られます。

また、冬期間は献血者数が減少し、血液が特に不足しています。ぜひ献血にご協力をお願いします。

献血可能なお薬

服薬の条件が緩和されました。当日服薬されていても献血可能なお薬は次のとおりです。

●高血圧の薬

●当日血圧が安定していること

●中性脂肪の薬(コレステロール)

●高尿酸血症治療薬(通風予防)

●通風の発作が無いこと

●抗アレルギー薬・漢方薬全般

その他、服薬などについては当日医師の問診により献血をお休み頂く場合があります。ことをご了承ください。

詳細

保健福祉課福祉介護グループ

☎25-3847



清里消防団出初式を開催します

清里市街地を分列行進しますので、ぜひご覧ください。なお、当日は札弦地区と緑地区の消防車が清里地区に集合します。火気の取扱いにはご注意ください。

日時 1月4日(木)

分列行進 午前10時30分～

式典 午前10時45分～

場所 分列行進 コミット前～町民会館駐車場
式典 町民会館交流ホール

(町民会館に他行事が入った場合は、生涯学習総合センターで実施します。)

召集サイレン吹鳴時間 全町一斉 午前9時

お問い合わせ先 斜里地区消防組合消防署清里分署 ☎25-2110

「マイナンバーカード」を作ってみませんか

マイナンバーカードは本人確認の際の身分証明書として利用できます。

また、インターネットなどを利用して確定申告などの手続きが行える電子申請(e-Tax)

や各種民間のオンライン取引の登録などにも利用できる場合があります。

※引っ越しをされている方は、旧住所宛に届いた「マイナンバーカード交付申請書」は使用できません。申請する際は必ず、印鑑と本人確認書類(運転免許証など)を持って、町民課町民生活グループ(戸籍年金担当)へお越しください。受け取りは役場になりますので、交付の案内が届きましたら町民課までお越しください。



お問い合わせ先 町民課町民生活グループ(戸籍年金担当) ☎25-2157

ご寄贈のお知らせ

清里町へ2名の方から次のとおりご寄贈いただきましたので、お知らせします。

●ドローン

寄贈者 東京清里会
近藤 靖則さん
広報や観光、防災などで活用させていただきます。



●リース

寄贈者 花いちもんめ
中平 三枝子 さん
役場庁舎1階ロビーに掲示していますので、ぜひご覧ください。



清里町ふるさと寄付金を受け付けています

ふるさと納税サイト「さとふる」と「ふるさとチョイス」からの受付を行っています。
町外の知人、友人の方々にもぜひお知らせください。

- さとふる <http://www.satofull.jp/town-kiyosato-hokkaido/>
- ふるさとチョイス <https://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/01546>

※ご協力いただける企業・事業者などを随時募集しています。



詳細 企画政策課まちづくりグループ ☎25-2135

清里町地域振興券を受け取っていない方へ

振興券の交付を随時行っています。
まだ受け取っていない方は、印鑑と本人確認書類を持って交付場所までお越しください。

交付場所 企画政策課まちづくりグループ
交付期限 1月31日(水)

2018斜里岳雪合戦

開催日 1月27日(土) 午前9時～ 小学生の部
正午～ 一般・女子の部

場 所 モトエカ広場 申込期限 1月17日(水)

参加料 ○子どもの部 1チーム1,000円
○一般・女子の部 1チーム2,000円
1チーム 7名～10名(選手7名、監督1名、補欠2名)

詳細 ウィンターフェスティバル実行委員会(商工会内) ☎25-2628

町営住宅の入居者を募集します

提出資料をご用意いただく都合上、お早目の相談をお願いします。町営住宅については、所得に応じて4段階の家賃が設定されています。(入居後、所得が基準額を越える場合は記載以上の家賃となります。)

●町営住宅					
札進団地	札弦町51番地2	世帯向け ※単身入居要件有	2DK	267号	5,700～8,500円
青葉団地	緑町22番地5	世帯向け	3DK	238号	8,600～12,600円
		世帯向け ※単身入居要件有	2DK	239号	8,500～12,600円
上斜里団地	羽衣町21番地4	世帯向け	2LDK	91-18号	13,300～19,800円
はごろも団地	羽衣町21番地10	世帯向け	2DK	02-71号	15,600～23,300円
				05-91号	15,800～23,500円
				05-92号	
				05-93号 05-94号	
さくらんぼ団地	水元町35番地5	世帯向け	3LDK	92-24号	20,200～30,000円
				93-41号	20,400～30,400円
				94-49号	19,500～29,100円
				95-53号	20,800～31,000円
ひまわり団地	羽衣町27番地21	世帯向け	2DK	96-60号	20,000～29,800円
				13-105号	18,400～27,400円

●特定公共賃貸住宅等					
さつつる団地	札弦町316番地5	単身向け	1LDK	96-643号 96-645号	21,000円
リバーサイド団地	羽衣町37番地3	単身向け	1LDK	94-628号	21,000円

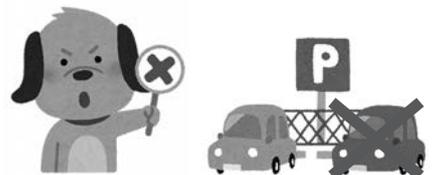
申込期間
1月9日(火)～1月15日(月)

【入居資格】

- ①収入基準を満たしている方
- ②住宅に困窮していることが明らかである方
- ③単身者向け住宅
入居時の年齢が59歳以下の方
- ④世帯向け住宅:同居親族のある方
- ⑤高齢者向け住宅:概ね65歳以上で体の虚弱な方を有する世帯
※上記以外にも入居資格がありますので、詳しくは窓口でご相談ください。

【住宅使用について】

- ペット(犬・猫などの小動物)の飼育は禁止しています。
- 駐車場所については、各戸につき1台分です。



お問い合わせ先 町民課町民生活グループ ☎25-3577

くらしの情報広場

あたたかなお気持ち
ありがとうございます

社会福祉協議会へ寄付

【寄付金】

福井 洋紀さん（羽衣第1）
長谷川 清雄さん（神威中）
清里町農業協同組合

介護老人保健施設へ寄付

【お品物】

美馬 廣子さん（向陽北）
辺見 幸子さん（神威東）
自治会女性部連絡協議会

特別養護老人施設へ寄付

【寄付金】

神威南自治会

清里町へ寄付

【寄付金】

（有）九十郎

『公的年金などの源泉徴収票』が交付されます

平成29年中に、厚生年金保険・国民年金などの老齢または退職を支給事由とする年金を受け取られた方々に、支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額などをお知らせする『平成29年分公的年金等の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」）』が、平成30年1月中旬から1月下旬にかけて順次日本年金機構から送付されます。

「源泉徴収票」は税務署で年金以外に給与収入があり確定申告するときや、源泉徴収税額の還付を受けられるときに添付する必要がありますので、大切に保管してください。

なお、障害年金・遺族年金は非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

源泉徴収票を紛失したときなどは

万一、源泉徴収票を紛失された場合や未着の場合には、下記にお問い合わせください。



お問い合わせ先 町民課町民生活グループ（戸籍年金担当） ☎25-2157
北見年金事務所（お客様相談室） ☎0157-33-6007

閉校校舎などの利活用者を募集します

町では、閉校となった学校施設の有効活用を図るため、旧校舎などの無償貸付を行います。地域の振興発展につながる事業を提案し、利活用してくれる事業者などの応募をお待ちしています。

応募資格 町内外の法人、団体、個人

対象施設 旧新栄小学校校舎・体育館及びグラウンド
旧江南小学校校舎・体育館及びグラウンド
応募期間 平成30年1月9日～
平成30年3月30日

※詳しくは清里町ホームページをご覧ください。

詳細 総務課管財グループ ☎25-2130

地域おこし協力隊 きよよと再発見 vol. 33

まとまった雪が何度か降りすっかり本格的な冬となりました。清里へ来てから三度目の冬も寒さに負けず、雪かきも楽しんで生活して行きたいと思います。

12月1日から3日にかけて学習センターにおいて第61回清里町文化祭が行われ、ステージスタッフボランティアとしてお手伝いをさせて頂きました。ステージでは歌、舞踊、演奏、詩吟、アニメーションなどの発表があり、発表まえの緊張から終わった後のホッとした様子が印象的でした。ホールでは書道、陶芸、手芸など手作りの品が展示されていました。清里町内には様々なグループがあり、日々楽しく真剣に活動されていることを改めて感じました。これから冬の時期、室内で過ごすことが多くなると思いますので私も手芸など文化的なことを再開してみようかと思えます。

そして、私たちがいる「情報交流施設きよよる」ではクリスマスイベントとして前回好評を頂きました『カフェバイキング』を行いました。今回も沢山の方に来店頂きまして、ありがとうございます。これからも「きよよる」に遊びに来たくなるようなイベントを企画していきます。本年もどうぞよろしくお願い致します。

（貝塚）

